

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年7月28日開催 全国信用金庫協会]

1. 事業者支援について

- 事業者支援について、改めて、これまでの皆様の大変なご尽力に感謝申し上げます。
- コロナの長期化に加えて物価高、人手不足の影響など、引き続き厳しい状況に直面している事業者も多く存在している。また、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、特に債務が増大した事業者に対する事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まっている。
- こうした問題意識の下、2023年4月から6月にかけて、全国各地で事業再生等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催した。各信用金庫からご参加いただき感謝申し上げます。
- 昨年頃まではゼロゼロ融資を含む資金繰り支援がメインであったと思うが、コロナの出口が見えてくる中では、経営改善支援や事業再生支援等が重要となってくる。信用金庫の皆様には、事業者に必要な抜本的な支援を先延ばしすることなく、手間やコストがかかっても、事業者の置かれた状況に応じた支援を徹底していただくよう、改めてお願い申し上げます。
- 今後、各信用金庫の皆様から、事業者支援の取組状況や課題等をよくお聞きして、金融庁としても、引き続き、関係省庁と連携しつつ施策をしっかりと前に進めていきたい。

2. 持続可能な経営の確立について

- 地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。
- こうした観点から、金融庁としても、関係法令の改正など、様々な環境整備をしてきた。信用金庫業界においても、例えば、地域活性化に向けた地域商社の設立などを通じた事業者支援や地域活性化に向けた取組みが

見られると承知している。

- このほか、金融庁では、地域や信用金庫自らの課題とその解決に向けた取組みの参考となるよう、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた皆様方の創意工夫ある取組み、具体的には、事業者支援や地域活性化・課題解決の取組み、収益性向上に向けた取組みなどについて、「取組事例集」として取りまとめ、本年6月、皆様に還元させていただいた。
- 信用金庫は、相互扶助の理念の下、人と人とのつながりを起点としたサービスを提供する金融機関である。
- 皆様におかれては、事業者との日々のコミュニケーションによって把握した事業者の多様なニーズに対応した支援を通じて地域課題の解決に貢献していただきたい。また、そのことによって、自らの経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立していただくことを期待している。

3. リスク管理について

- 我が国の金融機関は、総じて充実した流動性や資本を有しており、金融システムは総体として安定していると評価している。
- 一方、国内外の金利動向や為替動向など、金融機関を巡る経済・金融市場の動向は引き続き流動的な状況にあると考えている。また、海外の出来事などが思わぬ形で本邦金融機関に影響をもたらすというリスクも否定できない。各信用金庫におかれては、市場動向や金融を取り巻く状況の変化を予断なく注視いただくとともに、市場の急変時などに機動的に対応できるリスク管理態勢や危機管理態勢を整えていただくようお願い申し上げます。
- 金融庁としても、内外の経済・金融市場の動向や、それが金融システムの安定性に与える影響などについて、引き続き強い警戒心を持って注視していくことはもちろんのこと、各信用金庫の態勢整備の状況をしっかりとフォローさせていただきたい。

4. 骨太の方針等

- 2023年6月、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」や「新しい資本

主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」等が閣議決定された。金融庁が今後重点的に取り組むべき主要な施策、例えば、サステナブルファイナンスの推進や地域金融機関による人材マッチング強化など、多くの施策を盛り込んでいる。

- そのうちの一つに、昨年 11 月に策定した資産所得倍増プランを着実に推進することを掲げており、金融庁としては、新しい NISA 制度が 2024 年 1 月から開始することを踏まえ、NISA 制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化していく。また、広く国民に金融経済教育を届ける観点から、官民連携して、金融経済教育の推進体制を整備していく。

いずれについても、地域における幅広いネットワークを有し、中核的な役割を担う地域金融機関のご協力が必要不可欠と考えているので、積極的な連携・協力をお願い申し上げます。

- また、「貯蓄から投資」の流れを進め、安定的な資産形成を促していく上では、資産運用会社やアセットオーナーが果たすべき役割は大きいと考えている。そのため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組みを行うこととしている。

こうした観点から、新しい資本主義実現会議の下で、具体的な政策プランを年内にまとめることとしている。具体的な施策の内容については、今後、内外の関係者とコミュニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているので、皆様からも是非建設的なご意見を頂戴したい。

5. 「令和 5 年 6 月 29 日からの大雨」及び「令和 5 年 7 月 7 日からの大雨」にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和 5 年 6 月 29 日からの大雨及び令和 5 年 7 月 7 日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- まず、6 月 29 日からの大雨にかかる災害等に対し、山口県に災害救助法が適用されたことを受け、7 月 3 日、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を山口県内の関係金融機関等に発出させていただきました。

- 次に、7月7日からの大雨にかかる災害等に対し、島根県、佐賀県、大分県、福岡県、富山県、秋田県及び青森県に災害救助法が適用されたことを受け、7月10日、11日、14日及び18日に、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

6. 事業者支援に関するヒアリング等について

- 事業者支援については、資金繰り支援を中心としたものから、今後はより一層、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の適切な実施が重要となる。
- 事業再生を含む事業者支援を更に推進するためには、各金融機関における取組状況や課題等をしっかりと把握する必要があるため、今後、金融庁において、事業者支援に係るデータ収集や金融機関へのヒアリングを実施する予定なので、ご協力いただきたい。

7. 高度化会社設立に向けた実証実験の導入について

- 銀行業界から、新規ビジネスを開始するに当たり、事前に採算性や事業化見通しの検証を行えないことが、スピード感ある銀行業高度化等会社設立の障害であり、ビジネスモデル検証に必要な範囲での実証実験が可能となるよう要望を頂いた。
- そこで、銀行本体を含む銀行グループ等において、銀行業高度化等会社設立を目的として、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を一定の場合に行えることを「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等において明確化し、2023年6月1日より適用を開始したところ。
- 協同組織金融機関においても、銀行業高度化等会社に相当する会社として地域商社業務等を営む会社を設立することは可能であることから、銀行と同じ趣旨で明確化したところ（2023年6月1日適用）。実証実験も多種多様なものが想定されることから、監督指針において、実証実験の

内容・範囲等詳細な要件は定めていない。また、自由かつ迅速な実施を可能とする観点から当局への報告等は求めないこととしている。

- 協同組織金融機関には地域経済の課題解決に資するような様々なアイデアが眠っていると思うが、そうしたアイデアのビジネスモデルを実証実験により検証し、積極的に事業化に向けた検討を進めていただきたい。

8. DDS を含む資本性借入金の引当方法について

- 一部の民間金融機関からは、資本性借入金を活用する際の課題として、全額引当の負担を指摘する声が聞かれる。
- こうした声を踏まえ、民間金融機関による資本性借入金の積極的な活用を後押しし、事業者の収益力改善や事業再生等を一層促していく観点から、金融庁において、先日（6月13日）、「DDS を含む資本性借入金の引当方法について」を公表した。
- 日本公認会計士協会の実務指針では、全額引当以外の引当方法も示されているところ、本公表文では、日本公認会計士協会とも調整した上で、金融機関へのヒアリングを通じて把握した全額引当以外の引当事例を記載している。各金融機関においては、本事例等を参考にした上で、資本性借入金の活用を含めた事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

9. 信用金庫・信用組合取組事例集について

- 2022 事務年度に引き続き、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた信用金庫・信用組合における創意工夫ある取組みを、「取組事例集」として取りまとめ、2023 年6月、協会を通じ、信用金庫の皆様へ還元させていただいた。
- 本事例集においては、地域の事業者や信用金庫・信用組合自身の課題とその課題解決に向けた取組みについて、特徴的な事例等を紹介しているので、役職員の皆様で広く共有いただき、今後の取組みの参考としてご活用いただきたい。また、今後も、こうした事例があれば、各種ヒアリングや意見交換会等の際には是非ご紹介いただければ幸いである。

10. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートの公表について

- 2023年の「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」を6月28日に公表した。
- 金融仲介機能の向上に向けた金融庁・財務局の取組みや、地域金融機関の特徴的な取組み事例を紹介しており、
 - ・ 事業者支援を後押しする取組み(事業者支援態勢構築プロジェクト、要支援先の優先順位付けに資するAIモデルの構築、「業種別支援の着眼点」の作成・公表など)
 - ・ 融資以外の新たな支援ニーズへの対応(地域金融機関による経営人材マッチング支援や、取引先のデジタル化支援など)
 - ・ 地域金融機関のガバナンス・人的資本の状況等について記載している。
- 本レポートも参考としていただきながら、引き続き、金融仲介機能を十分に発揮いただくことを期待している。

11. 「遺留金等に関する実態調査書」の公表及び手引きの再周知について

- 令和3年3月、厚生労働省及び法務省は、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」(以下「手引」という。)をとりまとめ、地方公共団体に対し通知するとともに、金融庁からも、各協会(全銀協等)を通じて、各金融機関宛に周知を実施したところ。
- こうした中、総務省は、令和3年12月から令和4年11月に実施した調査について、その結果を「遺留金等に関する実態調査結果報告書」として、令和5年3月28日に公表した。
- 報告書によれば、手引において、市区町村が支弁した葬祭費用について、死亡人の預貯金を現金化したものを充当できることが明示されているが、その後も、預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村が金融機関において預貯金を引き出せない事例が一部において認められた。
- 以上を踏まえ、報告書においては、厚生労働省に対して、
 - ・ 関係省庁と連携し、法的根拠を手引等で明示し、市区町村・金融機

関に周知

- ・ 周知後に対応状況を調査し、支障となっている点を把握し改善を検討するよう勧告された。

これを受けて、令和5年7月4日、金融庁より各協会に対し、手引を再度周知するよう事務連絡を発出しているところ。

- 既に、預貯金の引き出しに対応頂いている金融機関もあると認識しているが、改めて改訂された手引を踏まえ、各地方公共団体と連携する等、適切な対応をお願いしたい。

12. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 平成23年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、金融機関98先から累計315件、約80億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

13. 企業アンケート調査結果の公表について

- 金融庁では、2015事務年度以降、地域金融機関をメインバンクとする企業等へのアンケート調査（「企業アンケート調査」）を通じて、地域金融機関の金融仲介の取組みに対する取引先企業の評価等を確認しており、2023年2～3月に実施したアンケート調査の結果を6月28日に公表した。
- 主な内容として
 - ・ 実質無利子無担保融資の借入状況と返済意向、原材料費高や為替変動の資金繰りへの影響

- ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する評価、受けたいサービス
 - ・ 経営人材採用の検討、事業承継・事業再生の認識、経営者保証の現状
- 等について記載している。

14. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022 事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

15. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2022 年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を6月30日に公表した(2019年から公表しており、今年で5回目)。
- 昨年度のレポートと同様に、「障害発生の端緒」※1毎に、障害の傾向、原因及び課題を分析している。加えて、障害時に業務を早期復旧させるレジリエンスの重要性が高まっていることを踏まえて、新たにインシデント対応の良好事例を盛り込んでいる。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

※1 以下の①～④の障害発生の端緒毎に、システム障害の傾向、原因及び課題を整理。

①サイバー攻撃、不正アクセス等

不正アクセスによる情報漏えい、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS 攻撃によりホームページが閲覧できない状態が発生。重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題。

②日常の運用・保守等

障害時に冗長構成が機能しない状態や、外部委託先のシステム障害で復旧が遅延する状態が発生。外部委託先における対応を含めた復旧手順を整備し、外部委託先との共同訓練を通じた、復旧手順の実効性の確保が課題。

③システム統合・更改や機能追加等

機能追加のためのプログラム改修時等に障害が発生。システム仕様書などの IT 資産の整備や、有識者の適切な配置等によるレビュー態勢の整備が課題。

④プログラム更新、普段と異なる特殊作業等

プログラム更新時や不定期作業時に、外部委託先による設定ミスや作業の誤りによって、ATM 等が停止。システム変更に関する作業手順の検証態勢の整備、本番環境に即したテストの実施、多層的なチェック態勢の整備など、作業品質の向上が課題。

※2 良好事例

クラウド障害により ATM が停止。コンティジェンシープランに基づき、職員が迅速に ATM を手動復旧させた。また、担当でない職員も復旧対応できるようマニュアルを整備し、訓練を実施している。

16. サイバーセキュリティの自己評価について

- 昨年実施した「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価については、2回目の実施に向け、6月下旬に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼した。
- 経営陣におかれては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。

17. リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

- 6月30日に、「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した(2018年から公表しており、今年で6回目)。顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備とその実効性確保といった観点で3点申し上げる。
 - ① リスク性金融商品の商品性やそれを踏まえた想定顧客層の特定が十分とは言えない、顧客の真のニーズに沿った提案ができていないか懸念があるなど、金融商品の販売・管理態勢に課題がある先が多い。顧客の最善の利益とは何か、それを追求するためにはどのようにすべきかについて、改めて検討していただきたい。
 - ② 各社の「取組方針」を見ると、原則の文言をなぞったものが多く、自組織が目指す「顧客の最善の利益」を追求するための具体的な取組みが分からない。また、ほとんどの先で、「取組方針」と営業現場の取組実態との間に乖離がある。顧客本位の業務運営を確保するためには、「取組方針」を通じて顧客本位の考え方や具体的な取組みの認識を金融機関全体に浸透させ、顧客本位が定着するカルチャーに変革していくことが重要である。また、その際、業績評価が営業職員の販売行動に与える影響にも留意していただきたい。
 - ③ 三線管理について、リスク性金融商品の販売状況や苦情等に対する検証・監査が法令準拠の範囲に留まっている先が多い。経営監査やカルチャー監査を含めて、法令遵守の観点に留まらない検証を行うPDCA態勢を構築し、改善を行っていくことが重要である。

- 経営陣におかれては、「顧客の最善の利益」を追求した取組みが自組織で根付くよう、この結果も参考に取組改善を図っていただきつつ、ベストプラクティスの追求も含めて、顧客本位の業務運営を確保・推進するよう、リーダーシップを発揮していただきたい。

18. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令（案）公表について

- 先般、経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、そこで示された内容のうち以下について、内閣府令（案）の意見公募手続（7月14日締切）が開始された。
 - ・ 規制対象となる事業者の指定基準
 - ・ 特定重要設備
- 本制度は、金融を含む基幹インフラの指定事業者に対して、その特定重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。
- 金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、金融庁では総合政策局リスク分析総括課の経済安全保障室で運営している。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用いただきたい。

19. サステナブルファイナンスの取組について

- 6月に、報告書をいくつか公表したのでご紹介する。
- 1つ目は、6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートにご協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団

体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸いです。

- 2つ目は、6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、本年中でも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸いです。
- 3つ目は、6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。
- 特に、地域については、企業の脱炭素への取り組み状況がまちまちであることを踏まえ、地域全体での面的対応の重要性を指摘している。この点は、先日（6月16日）に決定・公表した骨太の方針2023において「地域でのGX投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。」と明記し、地域における主体的な取り組みを支援していくこととしているところ。本方針に基づく第1号案件として、6月23日、北海道で「Team Sapporo-Hokkaido」の設立が公表された。北海道・札幌市を中心として、再生可能エネルギーの潜在力が非常に高いといった利点を最大限活用して、投資を呼び込み、脱炭素と成長を実現する地域の協議体を設けるもの。地域の産業構造等に

よって、各地域で課題は様々であるが、他の地域においても、自治体や企業と連携して戦略的に対応を進めることが重要であり、参考にさせていただけると幸いである。

20. NISA の周知・広報等について

- NISA については、地方公共団体や商工団体会員企業における資産形成に関する取組みを支援できるよう、各財務局に相談窓口を設けることとした。
- また、各地の信用金庫本支店等に派遣可能な講師がいる場合には、そちらにも財務局から相談ができるよう、対応可能な金融機関の一覧の更新にご協力いただいた。ご協力に、感謝申し上げます。
- 金融庁からも、全国の自治体や都道府県の連合会に対して、財務局の相談窓口のほか、事業主が従業員の安定的な資産形成を支援することの重要性をお伝えしている。隗より始めよ、ということで、6月16日に、国家公務員向けの資産形成セミナーも開催している。
- 各信用金庫におかれても、現場レベルも含めて、NISA をはじめとする、職域における資産形成支援について、周知・広報活動の積極的な展開や、金融庁も含めた関係団体との連携強化を改めてお願いしたい。

21. 7月 G20 の成果物について

- 2023年7月17日から18日にかけて、インドのガンディーナガルにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における主なポイントをご紹介したい。・暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回の G20 会合では FSB のハイレベル勧告を承認するとともに、FSB 及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。加えて、2023年9月の G20 首脳会議に向けて、IMF 及び FSB による統合報告書提出への期待が示された。同報告書においては、FSB の作業と併せて、IMF が検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれる見込み。また、暗号資産に関する FATF 基準のグローバルな実施の加速や、DeFi 及び個人間で行われる取引（P2P 取引）を含む新たな技術やイノベーションのリスクに関

する作業への支持が示された。

- ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
 - ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された2023年6月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
 - ・ また、2023年6月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関するFSBの市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティーへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
 - ・ その他の金融セクターの課題については、OECD閣僚理事会で採択されたG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関するFSBの市中協議報告書等が歓迎された。
- 今後は、2023年9月にインドでG20首脳会議が開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以 上）